

障害福祉サービス事業者等の指定のガイドラインの概要

① 指定事務の流れ

ガイドライン案の概要

- 障害福祉サービス等の事業においては、近年様々な形態の事業者が参入してきており、事業所数の増加により利用者の選択肢が拡大しているものの、一部の事業者において法令遵守意識の欠如や、利用者に対する不適切な支援、さらには不正請求による指定取消等の行政処分事例がみられ、**サービスの質の確保が極めて重要な課題**となっている。
- こうした状況下で、**事業の入り口となる「事業者指定」を担う指定権者（都道府県、指定都市、中核市等）は、サービスの質の確保という観点で非常に重要な役割を担っている。**
- 本ガイドラインでは、指定事務を行うにあたって指定権者が遵守することが望ましい指針を示すとともに、質の向上に向けた効果的な取組事例や、いわゆる総量規制・意見申出制度といった指定事務に関連する制度の具体的な活用方法を示したものである。

■ 指定の流れ（例）

① 事前相談・事前確認

指定希望者との面談・説明会等の機会を設け、制度概要や必要事項を①説明するとともに、事業内容・指定基準の理解・開設予定地域のニーズ等について、代理人ではなく直接事業者へ②確認することが望ましい。

①説明事項の例：法令・基準の遵守、違反時のペナルティ、いわゆる総量規制・意見申出制度の実施有無、報酬の性質、その他留意事項、等

②確認事項の例：事業開始の理由、法人理念、人員・設備の状況、ニーズ調査の実施状況、別事業所の運営状況、主として想定している受け入れ対象者や支援内容 等

② 市町村との意見交換 (意見申出制度の活用)

事前相談等の指定前のタイミングにおいて、あらかじめ指定希望者に対して、意見申出制度に基づき指定の際に条件を付与することがある旨を伝えておくことが望ましい。

○都道府県：管内市町村への意見照会の実施、市町村意見に対する条件付与の検討

○指定都市／中核市：障害福祉計画等との合致の確認、意見申出制度に基づく条件付与の検討

③ 指定申請審査

指定申請内容や他法令への適合において問題がある場合は、指定日を延期することも考えられる。指定申請書類（※）の中では、特に以下の不備が見られることが多いため、審査の際には留意が必要。

○運営規程：記載が必要な項目が抜けている等

○従業者の勤務の体制・勤務形態：基準に必要な人員が配置されていない、常勤換算の計算の誤り等

○管理者・サービス管理（提供）責任者の経歴書：必要な実務経験日数が足りていない等

※標準様式を使用すること
(R8.4月～)

④ 現地審査

指定予定日までに利用者を受け入れられる状態となっているか確認するため、以下の観点を踏まえて**現地審査**を実施することが望ましい。

○法令で定められた設備要件が守られているか

○消防署の指導による設備設置が完了しているか

○サービス提供記録の雛形や掲示物、職員の

○物件の改修工事が完了しているか

○事業開始に必要な設備や備品が揃っているか

出退勤管理等運営基準の整備状況等

⑤ 指定

指定後は、新規指定事業者を対象に、運営に必要な書類が整備されているか、適切な支援がなされているか等を確認するため、**指定後の運営指導**を行うことが望ましい。

上記を行う場合は、指定を行う際に、新規指定事業者に対し、今後、運営の実態を把握する目的で運営指導等を行う旨を伝える。

■ サービスの質の確保に向けた指定事務の取組事例

○事前説明会の実施

指定希望者を集め、法令や各種制度の理解促進のための**事前説明会**を実施。新規指定の際は説明会への参加を必須とし、その後事前相談へ進めるフローとしている。



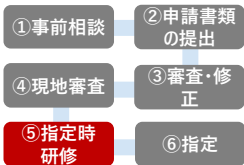
○指定前の管理者面談の実施

代理人ではなく**指定希望者と直接面談**し、指定基準や各種制度の理解を深めるとともに、指定希望者の知識や経験を把握することで指定後の運営指導に繋げている。



○指定時研修の実施

指定予定者を集め、**指定前研修**を実施。指定後の手続きについての説明や、運営時の留意事項等を説明することで、予防的運営指導の役割が期待でき、適切な運営や制度理解を促している。



○その他の取り組み

- 指定事務の一部委託（職員のリソースを質確保に割くため）
- 公募の実施（次ページにて説明） 等

② いわゆる総量規制

制度概要

障害者総合支援法第36条第5項及び第38条第2項、障害者総合支援法施行規則第34条の20、児童福祉法第21条の5の15第5項及び第24条の9第2項、児童福祉法施行規則第18条の30の2

事業所等から指定申請があった時に、

- ① 「都道府県等が定める区域における当該サービスの利用(入所)定員の総数 (= 供給サービス量)」が「都道府県等の障害福祉計画・障害児支援計画 (以下「障害福祉計画等」という。) において定める、都道府県等が定める区域における当該サービスの必要利用 (入所) 定員の総数 (= サービス見込量)」以上となっている又は当該指定により超えることになると認める場合
 - ② 都道府県等の障害福祉計画等の達成に支障を生じるおそれがあると認める場合
- のいずれかに該当する場合は、指定しないことができる制度 (いわゆる総量規制。以下単に「総量規制」という。)

■ 総量規制の対象サービス (2026年3月時点)

○障害者総合支援法

生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、障害者支援施設

○児童福祉法

児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設

※令和9年4月1日からは共同生活援助が新たに対象サービスとなる。

■ 総量規制導入までの流れ (例)

①「供給サービス量」と「サービス見込量」の比較

②関係者との調整
(管内自治体・周辺自治体・関係団体等)

③管内事業所への周知・HP等での公表

④総量規制の実施

■ 総量規制のイメージ (上記概要①)

以下の場合には総量規制を検討し、指定しないことができる。

供給サービス量

都道府県等が定める区域における
当該サービスの利用定員の総数(※1)

≧

サービス見込量

障害福祉計画等において定める、都道府
県等が定める区域における当該サービスの
必要利用定員の総数(※2)

※1：障害者支援施設、障害児入所施設については都道府県等における当該施設の入所定員の総数
※2：障害者支援施設、障害児入所施設については都道府県等の障害福祉計画等において定める、当該施設の必要入所定員総数の見込み

障害福祉計画等の策定時や各年度の決まったタイミングでサービス量を確認し、「供給サービス量」≧「サービス見込量」となっている場合には総量規制の実施を検討する。

強度行動障害の状態にある児者や医療的ケアを必要とする児者等、地域で不足する個別ニーズについては、右記の**例外規定の運用も併せて検討**を行うことが望ましい。

圏域内の各自治体や、規制により影響があると考えられる周辺自治体と協議し、**規制の内容・実施時期・解除の方法等について調整**することが望ましい。
関係団体等との調整においては、例えば**自立支援協議会と事前に協議**し、総量規制の実施方法について検討することも考えられる。

障害福祉サービス事業者等の新規開設を検討している事業者に対しては、自治体HP等での公表により周知を図る。
既存の事業所については、規制を実施するサービスにおいて、定員増を伴う事業所の指定ができないことを通知することが望ましい。

例外規定の場合を除き、原則新規の指定や定員増を伴う事業所の指定を行わない。
実施後に総量規制を解除する際は、右記の**公募の実施による募集を行う**ことが望ましい。

■ 例外規定の運用

地域で不足している個別ニーズ等については、総量規制の対象外として例外規定を定め、供給サービス量の調整と地域ニーズの反映を図った運用することが望ましい。

< 例外的な取り扱い (例) >

- 強度行動障害の状態にある児者、重症心身障害児者、医療的ケアを必要とする児者等を対象とする場合
- 事業継承等で実質的に支援体制に変更が無い新規指定の場合
- その他自治体が必要と認められる場合

■ 公募の実施 (総量規制の解除)

総量規制の実施後は、定期的 (年に一度、障害福祉計画等の策定時、等) に「サービス見込量」が「供給サービス量」を上回っている場合 (供給サービス量が不足している場合) は、総量規制の解除を検討する。
解除の方法として、**サービスの質確保と地域ニーズを反映するために、公募の実施による募集を行う**ことが望ましい。

< 評価項目設定の観点 (例) >

項目	選定基準設定の観点
所在地	圏域や地域内における事業所の充足状況を勘案する等
設備	訓練・作業室等必要な設備の設置状況が十分か等
人員配置	人員の充実度、従業者の経験年数等
事業継続性	運営実績があるか、収支見通しの根拠が明確か等
職員の質向上の取り組み	職員の研修等への取り組み状況、職場環境向上の取り組み等
運営方針	地域との交流、関係機関との連携についての取り組み等
開設の目的・事業計画等	障害福祉計画等の達成に資する支援内容かどうか、ニーズがあるか等

上記のほか、具体的な支援対象像を示したうえで、その支援対象へのアセスメント、支援内容、個別支援計画等を作成・提出してもらい評価する方法も考えられる。

< 公募の流れ (例) >

- ①公募要項の公表・募集
自治体HP等で公表
評価基準や配点を公表
することも考えられる
- ②選考の実施
有識者、事業代表者、自治体職員等からなる選定委員会の設置を要綱等で定めておくことが望ましい
- ③結果通知・公表
自治体HP・メール等で通知・公表
- ④従来の指定手続き
選定された事業者においては従来の指定手続きを経て指定を行う
- ⑤指定

③ 意見申出制度

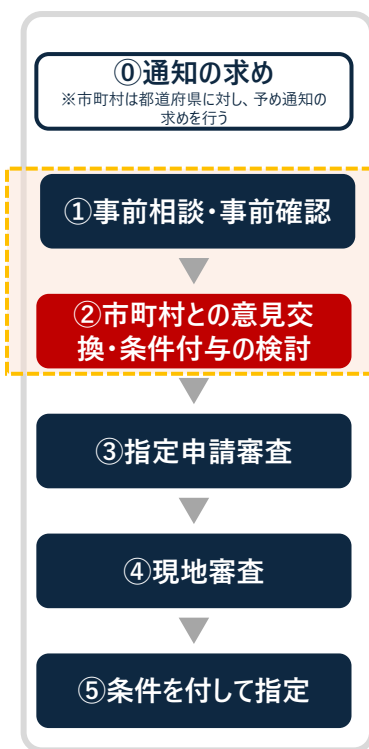
制度概要

障害者総合支援法第36条第6項、第7項及び第8項、第49条第1項並びに第50条第1項第2号、児童福祉法第21条の5の15第6項から第8項まで及び第21条の5の23第1項並びに第21条の5の24第1項第2号

市町村が障害福祉計画・障害児支援計画（以下「障害福祉計画等」という。）で地域のニーズを把握し、**必要なサービスの提供体制の確保**を図れるよう、令和6年4月から、

- 市町村は、都道府県の事業者指定について、障害福祉計画等との調整を図る見地から意見を申し出ること
- 都道府県は、その意見を勘案して指定に際し必要な条件を付し、条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しを行うこと
- 指定都市、中核市においても、市の障害福祉計画等との調整を図る見地から、事業所の指定にあたって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことができることとした制度。

■ 指定フローの例（都道府県）



■ 指定フローの例（指定都市・中核市）



■ 意見申出制度活用時のポイント

- 事前相談段階で、意見申出制度により指定時に条件付与の可能性のある旨を指定希望者へ説明しておくことが望ましい。
- 都道府県においては、管内の市町村に対して、定期的（年1回、等）に通知を求めるサービスに変更がないか確認する等、**積極的に制度の活用を働き掛ける**ことが望ましい。
- 指定都市・中核市においては、自らが指定権者のため、通知の求めは不要であるが、例えば条件付与を行う可能性のあるサービスにおいては自治体HP等でその旨を事前に周知することで、効果的に制度を活用できると考えられる。
- 障害福祉計画等を踏まえた条件付与であることから、**市町村は本制度の積極的な活用を踏まえた障害福祉計画等の策定を行う**ことが望ましい。

■ 総量規制と組み合わせた活用方法

総量規制を実施している場合は、意見申出制度を併せて活用することで、以下のような運用方法が考えられる。

○ 総量規制 × 例外規定 と組み合わせた活用

総量規制を実施しているサービスにおいて、**例外的な取り扱い**（例：強度行動障害の状態にある児者、重症心身障害児者、医療的ケアを必要とする児者等を主として受け入れる事業者については総量規制の対象外とする場合等）に基づき指定を行う場合においては、障害福祉計画等との調整を図る見地から、指定の際に、その旨（当該障害児者を受け入れること等）を条件として付すことで、**例外的な取り扱いを担保**することが考えられる。

■ 具体的に想定される条件の例

- 市町村が計画に記載した障害福祉サービスのニーズを踏まえ、事業者のサービス提供地域や定員の変更（制限や追加）を求めること
- 市町村の計画に中重度の障害児者や、ある障害種別の受入体制が不足している旨の記載がある場合に、**事業者職員の研修参加や人材確保等、その障害者の受入に向けた準備を進める**こと
- サービスが不足している近隣の市町村の障害児者に対してもサービスを提供すること
- 計画に地域の事業者が連携した体制構築に関する記載がある場合、**事業者のネットワークや協議会に、事業者が連携・協力又は参加**すること

○ 総量規制 × 公募の実施 と組み合わせた活用

総量規制を実施しているサービスにおいて、公募の実施により事業者指定を行っている場合においては、**公募の際に要件としている内容**（例：開設予定地域や支援内容等）について、障害福祉計画等との調整を図る見地から、指定の際に、その旨（公募の応募時に計画していた開設予定地域への開設を求めると、公募の応募時に計画していた支援が実施されるよう必要な人員・設備を揃えること等）を条件として付すことで、**公募で付した条件を担保**することが考えられる。